

戦国期における鷹狩：足利将軍家・細川京兆家・公家を中心として

大坪， 舞
佐世保工業高等専門学校：講師

<https://doi.org/10.15017/4377865>

出版情報：鷹・鷹場・環境研究. 5, pp.17-30, 2021-03-20. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



戦国期における鷹狩

—足利将軍家・細川京兆家・公家を中心として—

大 坪 舞

The Journal of Hawks, Hawking Grounds, and Environment Studies vol.5

MARCH 2021

鷹・鷹場・環境研究 vol.5

2021 年 3 月

戦国期における鷹狩 —足利将軍家・細川京兆家・公家を中心として—

Falconry in Sengoku Era: Focusing on General Ashikaga, Hosokawa Keicho and Court Nobles

大坪 舞

OTSUBO, Mai

〔要旨〕本稿は、戦国期における鷹狩の様相について、足利将軍家・細川京兆家・公家を中心とした鷹狩の事例と、鷹狩の獲物である「鷹の鳥」進上例をもとに検討した。15世紀末～16世紀初頭の細川政元の鷹狩・鹿狩は軍事的色彩が濃かったのに対して、16世紀前半の11代将軍義澄・12代将軍義晴・13代義輝は、近臣と親交を深める鷹狩を行い、将軍の側近であった公家も鷹狩をするようになった。また、鷹の鳥が禁裏へ進上されることが定着し、平安時代以来衰退した天皇を中心とした鷹狩の構造が再構築されたことを明らかにした。

[Abstract] In this paper, falconry during the Sengoku era is discussed mainly focusing on General Ashikaga, Hosokawa Keicho and court nobles. And examples of 'Taka no Tori' are also considered as an important factor. From the end of 15th century to the beginning of 16th century Hosokawa Masamoto carried out falconry and deer-hunting, which was generally thought of as a military event, however 11th general Yoshizumi, 12th general Yoshiharu and 13th general Yoshiteru did falconry to deepen friendships with their vassals and court nobles (who were close to generals), and they too began to do falconry as well. After the Heian Era, it became the norm for the Taka no Tori to be given to the Imperial Court, and the activity of falconry once again became to be centered on the Emperor's behavior.

はじめに

（１）問題の所在

戦国期、武家の間で鷹狩が盛んになり、鷹の確保が熱心に行われ、鷹や鷹狩の獲物である「鷹の鳥」が贈答され⁽¹⁾、その流れは、織豊期から江戸期にも続く。織田信長・豊臣秀吉・徳川家康、また三者と深い関わりを持つ近衛前久と鷹狩については多角的な視点から論じられている⁽²⁾。鷹狩は軍事的な側面を持つに加え、平安期以来天皇・公家の文化としてみなされており、天皇の存在を前提とし権力を掌握しようとする者は、鷹狩を巧みに活用してきたからである。具体的には、足利将軍や信長・秀吉が行い、江戸幕府によって恒例化した天皇への鷹の鳥（鶴）進上に天皇を頂点とした構造下における権力の掌握を象徴させてきたと考えられている⁽³⁾。

しかし、平安期、貴族社会に定着した鷹狩は次第に廃れ、室町中期まで天皇や公家あるいは義満をはじめとする足利将軍の鷹狩はほとんど見られない。戦国期に入り、義晴以降の足利将軍や、公家、飛鳥井家や近衛家が鷹狩を行った資料はあり、先行研究でも断片的に取り上げられてきたが⁽⁴⁾、いつ頃から、どのように鷹狩を再び行うようになったかを中心的に論じた研究はない。

（２）本稿の目的と方法

本稿では、戦国期における鷹狩の様相を解明し、鷹狩が、天皇・公家の文化としてみなされていたものの実技としては衰退していた室町期から、天皇を頂点とした支配構造を顕現化する機能を担わされた織豊期までの空白を架橋する。

そのために、足利義尚から義輝が将軍位にあった時代を対象とし、足利将軍家・細川京兆家・公家を中心とした鷹狩と鷹の鳥贈答例を概観する。

表1は鷹狩、表2は鷹の鳥と明確にわかる贈答例をまとめた。鷹狩、とくに私的に行われたものはすべて記録に残るわけではない中、性格の異なる複数の資料を用いていることで、かえって偏りが目立つ面もあるが、全体を把握するためには事例が多いほうがよいと考え、あえて残した。人名は比定したが、表1「場所」、表2「鳥の種・数」については主として資料上の表記を尊重した。表2「鳥の種・数」は史料中に「鷹の鳥」とある場合「鳥」、史料中に「鷹の鳥」と「鶴」「鷹の鶴」などある場合「鶴」と表記した。表1は「狩」、表2は「鳥」と通し番号を付し、本文で用いる際は〔 〕内に示す。本文の引用に際して、すべて新字を用い、翻刻を用いた際は句読点は適宜改めた。また、改名をした人物が複数名いるが、すべて通用している名で統一した。

1 細川京兆家の鷹狩と鹿狩

(1) 細川政元の鷹狩

足利將軍の鷹狩について論じる前に、將軍の鷹狩を取り計らい定着させるに至った、細川政元の鷹狩について取り上げる。

細川政元の鷹狩は記録上たびたび確認されるが、時に大人数を帯同している点に注目される。

明応8年(1499)10月11～22日、政元は鷹を据えて摂州茨木に鷹狩のため下向する〔狩9〕。140～150人(『後法興院記』)・箸鷹10本・800人(『大乘院寺社雑事記』)と幅はあるが、同時期の鷹狩としては目立って人数が多い。当時、政元と畠山尚順の合戦が激化しており、9月には、尚順が河内から山城・摂津中嶋・久郡へ侵入を試みたが、末には政元の被官である赤沢朝経が山城を平定し槇島を下し、中嶋付近に留めていた(『大乘院寺社雑事記』他)。こうした状況下で摂津にて大群を率いて赴く鷹狩は、単なる遊興ではなく、軍事的な目的を兼ねていたのだろう。

明応7年3月4日も山城寺田に鷹狩のためと下向しているが、この際も畠山基家に力を貸すためかと記され(『大乘院寺社雑事記』〔狩5〕と、明応9年8月21日、鷹狩と称して槇島城に入るが、これも畠山尚順との合戦に備え、基家に力を貸すためとみられている(『後慈眼院殿御記』)^⑤。対する尚順も、明応7年10月25日～閏10月4日にかけて「八幡以下山城国廻鷹仕之云々、相楽新在所ニ可向云々、」(『大乘院寺社雑事記』明応7年10月25日条)と鷹狩の名目で国巡りをするなど、当時鷹狩と軍事が同一線上に位置していたものと考えられる。

さて、政元の被官には鷹狩の心得があるものがいた。

話及宗益鷹三昧、又、鷲熊鷹之事談之、物部豊前守、同神六、以人内為鷹飼、

(『蔭涼軒日録』延徳4年2月9日条)

記主である亀泉集証らが盃を傾けながら、政元の被官である赤沢朝経(宗益)の鷹三昧と、上原賢家・元家父子が人肉を鷹の餌としたことを話題にする。

赤沢朝経は鷹書を記すなど、鷹狩について通じており^⑥、政元の被官になったのも、鷹の道の心得によるものとされる(『不問物語』)。政元に仕えた後も軍功著しく、決して鷹狩の心得のみで仕えたわけではないだろうが、鷹狩の知識を持っていることで被官が可能だとみなされていたことには注意される。

上原賢家は和歌をはじめとする文芸に通じた風雅な面もあったが、人肉にて鷹を飼う話は『晴富宿祢記』(延徳4年4月8日条)にもあり、その残虐さと鷹好みは広く知られるところであったらしい^⑦。

また、政元は、自身では軍事的な色彩の濃い鷹狩を行う一方、將軍を招く御成の鷹狩を取り計らっていたことも確認される〔狩10・11・14・16〕。限られた資料上ではあるが、鷹の鳥の進上は見られない。

(2) 細川政元の鹿狩

たびたび鷹狩をし、鷹狩に通じた被官を持った政元であるが、政元が行った狩は鷹狩のみではない。「惣而四足。二足者不服仁也。」(『大乘院寺社雑事記』〔狩13〕)と言われるほど鷹狩よりむしろ鹿狩を好んだようである。兵事訓練のため狩を好むといい(景徐周麟「大心院殿小祥忌」)、弓術に優れ、鹿狩でもその能力を余すところなく発揮している^⑧。

長享元年(1487)9月から六角高頼征伐のため足利義尚が始めた鉤の陣において、遅れて12月に参陣した政元の様子を『蔭涼軒日録』は高橋兵庫助の語りとして書き留めている。

高橋話云、去七日京兆参鉤之御陣、一家衆皆被参、民部少輔一人不参、以前不白御暇在国之故如此、右京兆伴衆、十五騎也、於鉤皆与宴云々、香河備中守、安富新兵衛尉、同与三左衛門尉、葉師寺備後守、同弟三郎左衛門尉、上原豊前守、同息神六、長塩民部丞、同又四郎、寺町太郎左衛門尉、同三郎左衛門尉、奈良備前守、香西五郎左衛門尉、庄次郎四郎、方賀部兵庫助、以上十五員、凡人数八千人云々、又話云、去十日、京兆集群衆作大獵、鹿七十餘頭取之、大略溺大湖所獲云々、凡人数三万人云々、民部少輔殿被官人、伊予国宇摩郡代号賀治、於獵場将捕兔、而自懸崖墜作百雜碎、其外五六人逝去、古今奇怪也、侍分大半騎馬、京兆終不騎馬徒而逐鹿、其輕捷可觀者也、

(『蔭涼軒日録』長享元年12月11日条)

京中留守居をしながら、たびたび申し出ている参陣が12月7日によくかかった政元は^⑨、細川政春を除く一家衆、香川元景以下15騎の伴衆、8千人を率いており、到着後、鉤の陣の皆と宴会をしたという。10日には「群衆」およそ3万人を集めて鹿70頭あまりを琵琶湖に溺れさせる鹿狩をする。兔を狩ろうとし、崖から落ちた「賀治」(加地か)をはじめ、5、6人が亡くなる惨事であった。侍分の大半が騎馬の中、政元は最後には騎馬から降り、走って鹿を追うなどその敏捷さを見せつけたという。参陣して早々、細川軍のみならず他の武将も集めての大規模な鹿狩は、政元の存在感を大いに印象付けたと思われる。

政元は、永正2年(1505)正月19日には大津で総勢「上下二万人」(『後法成寺関白記』)、永正3年正月19日には長坂にて鹿狩をした。

飛鳥井黄門相語云、一昨日細川京兆丹州江鹿狩二同道、雖申故障子細及度々難去申間、不及力罷出云々、鹿二三疋トムルト云々、及晩手ツカマヘニスルト云々、殊一昨日カリマタニテ人ヲモイコロスト云々、言語道断也、近日悪行太不可然次第也、同道衆、飛鳥井黄門・高倉藤宰相・伯少将等也、薬師寺三郎左衛門振舞一献云々、飛鳥井黄門今朝帰宅、

（『後法成寺関白記』永正3年正月21日条）

政元は狩俣にて人を射殺す悪行を犯し、記主尚通に激しく非難されている。尋常ではない鹿狩へ熱中している要因として、よく語られる政元の狂乱があったようにも見える。しかし、鹿を手捕まえにするという政元の姿には、鎌倉幕府を開いたのち富士にて大規模な巻狩を行い、大鹿を手取りにしたという源頼朝を想起させる（『愚管抄』巻5）⁽¹⁰⁾。政元が「富士狩」に下向する用意をしていることから（『大乘院寺社雑事記』永正3年5月8日条）、頼朝の巻狩を意識していたと考えられる。

永正3年の鹿狩でもう一点注目したいのは公家が同行している点である。飛鳥井雅俊・高倉永家・白川雅業が同道したと記されるが、飛鳥井家・高倉家は將軍の昵懇公家衆をつとめる家柄であり、白川雅業も側近として武家と近い関係にあった⁽¹¹⁾。ただし、あくまで政元の狩であり、昵懇公家衆が本来仕えるはずである義澄は同道していない。彼ら公家と政元との関係を考える上で興味深い事例である。とくに永康は政元暗殺に際し、「政元知音」ゆえに出家するほど親しかったという（『宣胤卿記』永正4年6月24日条）。狩場での惨事もふまえてか、雅俊は、差しさわりを申し述べたが力及ばず参上したと、言い訳がましく尚通に説明する。また、三条西実隆も「今日細川於長坂田獵云々、伯少将等同道云々、飛鳥井同罷向敷、可弾指々々々、莫言々々、」（『実隆公記』永正3年正月19日条）と鹿狩に同行した雅業・雅俊を激しく非難している。戦国期の公家記録では鷹狩への同道や鷹の鳥進上は問題視されておらず、同じ殺生とはいえ、公家社会において鹿狩は忌避されるものであり、鷹狩とは峻別されていたことが確認できる。

（3）細川高国の鷹狩

政元の跡を襲った高国もたびたび鷹狩を行っていたらしい。將軍の大名邸御成や鷹狩に同道していたのに加え〔狩16・18・22〕、個別の鷹狩記録もあり〔狩19・21〕、近衛尚通、三条西実隆、さらには後柏原天皇に鷹の鳥を進上している〔鳥16・18・19・23・24・29・35〕。高国は武家故実の一環として鷹狩の知を学んでいた形跡があり⁽¹²⁾、鷹狩を愛好していたことを裏付ける。ただし、政元のような鹿狩や、大規模な鷹狩の実践例はない。

2 足利將軍家の鷹狩

（1）足利義尚の鷹狩

足利將軍が鷹狩を行った例は義尚以前には見出せない。義尚についても鷹狩としては次の記事があるのみである。

新將軍明春早々鷹狩可有之、鷹共可有用意之由、細川ニ被仰付之仍方々申付之、定而年内鷹共可上洛云々、其以前可然鷹可上之由申間自河内上之、細川喜悅云々、

（『大乘院寺社雑事記』文明14年12月22日条）

義尚の明春の鷹狩に際し、鷹を進上したという。義尚は政元に鷹の手配を命じている。この鷹狩について続報はなく、実際になされたかは不明である。禁中お湯殿の女官の当番記録『御湯殿上日記』では、義尚から鳥が進上される例はあるが、鷹の鳥と明示されるものはない。

義尚に次いで、そして次にあげる義澄の後に合わせて2度將軍位についた義植には鷹狩に関わる事績は見いだせない。

（2）足利義澄の鷹狩

義尚の2代後に將軍位についた義澄は鷹狩を行った記録が定期的に見られる〔狩10・11・12・14・15・16・17・18〕。

明応9年（1500）2月13日、政元の取り計らいで高雄にて宿泊を伴う鷹狩（泊山）を行った〔狩10〕。8日後の22日には東山へ遊覧したという〔狩11〕。鷹狩と明記されないが、東山にて高野のときと同じく同じく常と異なる装束（異体）にて遊覧したとされ、鷹狩であったと考えるのが自然か。

鷹狩での装束は、常の烏帽子・直垂とは異なり皮袴に皮の袖細姿〔狩12〕、髻を垂らし、皮袖姿〔狩18〕など、皮の袖細・皮袴姿であったようである。袖細は袖を細く詰めた革製の直垂である。同時代、鷹の家である西園寺家が武家に伝授していた鷹書では「鷹生出立之事、当時武家之輩之装束、沙汰無之候。フスベ革ノ袴ニ袖ホソト云物を着候。ナニ、テモ笠をキルコト候哉」⁽¹³⁾とあり、武家の鷹狩装束はおおむねこのようなものなのだったのだろう。

供は10人ほど〔狩12〕、あるいは細川政元、細川高国、大館政重、大館尚氏、伊勢貞陸、伊勢貞宗など〔狩18〕、直臣を中心とした人員で、高雄・鞍馬など洛外では泊山をしていたようである。「申沙汰」「所請」など記されることから、將軍を招きもてなす一種の御成とみなすこともできる〔狩10・14・18〕。

儀礼として行われた大名邸御成の際、遊覧の一つとして鷹狩が行われた例もみられる。文亀2年（1502）2月9日には、義澄が政元の居城である真木島城に向かい、近辺にて鷹狩をしたという〔狩16〕。翌文亀3年にも、真木島城

にて大名邸御成があった。供衆は細川政賢・高国・大館尚氏・赤松元祐、伊勢貞宗。加えて、冷泉為広、正親町三条実望、高倉永康、飛鳥井雅俊など、側近公家衆が参列した。3日後、義澄は帰洛した。同行していた飛鳥井雅俊が近衛政家のもとへ立ち寄り、真木島にて、能・続歌・蹴鞠に加え、鷹狩などの遊覧があったことを語っている。続歌・蹴鞠はともに取り組むことにより、参加者の関係を親密にする機能があるが、野にて行われる鷹狩も同様であろう。

鷹狩の後、続歌が催されることもあった。三条西実隆の歌集『再昌草』に次のようにある。

八日、室町殿へ内々めしありて、まいりたりし、
鷹野よりの御かへりにて、愚筆をそめし色紙の
御座敷にめしつれられて、一献ありしに、十五
首の続歌あるへしとて、出題つかうまつるへき
よし、おほせ事にて、筆をそめて、各題をさくり
て、つかうまつりしに

鷹狩数ならぬ私、歌雪に出

恋色

つれもなき人のいは木はいかさまにそめても思ふ色
やなからん

（『再昌草』文亀2年12月8日〔狩15〕）

実隆が内々のお召しによって室町殿に行くと、義澄は鷹野の帰りで、実隆筆の色紙のある座敷にて一献の後、十五首の続歌を出題するよう仰せがあったという。鷹狩に同行したものたちとともに続歌に興じたのであろう。あるいは同行者には側近公家衆がいたのかもしれない。義澄は定例の歌会は催さないものの、随時当座の歌会を行うなど、和歌に関心を寄せていた⁽¹⁴⁾。義澄にとっての鷹狩は単独の催しではなく、同行者との結びつきを深める、風雅な営みとしてあった。数は少ないものの『御湯殿上日記』でも義澄が鷹の鳥を進上する例が見られる〔鳥10・13〕。

（3）足利義晴の鷹狩

義澄の息であり、義植に次いで将軍となった義晴は、洛外を中心にたびたび鷹狩に赴いている〔狩22・23・32・39・41・47・82・83・84・87〕。天文14年（1545）、八瀬の泊山には近衛植家・大覚寺義俊・細川晴元など、公武の要人が同行している〔狩84〕。義晴は将軍職に就くにあたり、将軍の意向をすみやかに反映させるべく、政務に練達した者から新たに「内談衆」を形成する⁽¹⁵⁾。同時に公家についても従来の昵懇公家衆の家柄のものが側近になることはなくなる。婚姻も正室は日野家から迎えていたのを、近衛尚通の娘を正室とし、近衛家一門全体が幕政に深く関わるようになった⁽¹⁶⁾。〔狩84・87〕で同道する大覚寺義俊は尚通の息であり、近衛植家・前久に加え近衛家一門の参加が目

立つ。また、後述するように、植家以降近衛家の鷹狩が確認されるようになる。

大永4年（1524）3月、足利義晴の細川典厩家当主、尹賢邸への御成が京兆家当主高国の要請により実現した。高国は御成を招請する理由として、尹賢邸の寝殿を新造したことに加え、「殊御鷹野^江可有御成候処、当年未無御成初間、急度可有御申候之由御申有」（『足利義晴細川亭御成記』）と、同年鷹野への御成がまだなされていないことを挙げたという。浜口誠至は「御成初」という表現を取り上げ、「大名邸への御成や鷹狩が恒例化し、毎年複数回開催されていた」と指摘している⁽¹⁷⁾。義澄期に散見された鷹狩を伴う御成が、義晴期には定着していたのであろう。

また、義澄期には2例しか確認できなかった禁裏への鷹の鳥の進上も14例見える〔鳥33・37・40・41・42・55・60・61・62・63・64・66・67・68〕。このうち、2例は義晴自身の鷹狩によると記される〔鳥37・66〕。鳥の種類も、明記されるものでは平安期以来別格として公の場でも供された雉が最も多く〔鳥37・40・55・61・66・67〕、近世に珍重されることとなる鶴進上〔鳥42・63〕もみられる。また、細川晴賢にも鶴を下賜している〔鳥44〕。その他は、種が明記されない。単に鳥と書く場合は雉を示すと考えるべきか。

鷹の鳥のみならず、鷹そのものを散覧に供することもあった。

禁裏御当座御会有之、・・・今日武家之大鷹被懸御目候、鷹飼飯川彦九郎すへて参、御前へ久我大納言すへて被参了、暫被御覧、御三間にて御会有之、御懸にて被請渡了、其後以大館左衛門佐御礼被申候、於御懸一盃、大館、飯川兩人に被下候、聖護院、大覚寺、久我、広橋、藤中納言、予、宮内卿等罷出了、次各清書、各暮々出来、為益朝臣被読揚了、・・・

（『言継卿記』天文14年（1545）12月24日条）

禁裏の当座和歌会にて、義晴の大鷹を散覧に供したことが記される。鷹飼、飯川彦九郎が据えて参内するが、飯川は御前に参じることはできないためであろう、代わって久我晴通が据えて御前に参る。しばらく散覧に供された後、御三間にて和歌会が行われ、御懸にてふたたび飯川へ受け渡され、大館晴光がお礼を申し上げ、御懸にて大館・飯川兩名に盃が振舞われた。

鷹飼、飯川彦九郎は、義晴の奉公衆と思われる。天文7年鷹山始に伊勢貞孝、同朋衆の縁阿とともに同道していることが確認される〔狩30〕。奉公衆の中に、特に鷹に長じた者がおり、記録上特に名前が記されないときも鷹狩にも随行していたとみるべきか。

対して鷹を据えて御前に出た晴通は近衛尚通の息であ

り、久我家の養子となったのちも、義晴の縁戚として幕府に深くかかわった。義晴の鷹を据えるのもそうした関係によるものだろう。大鷹を据え、御前である程度の時間散覧に供するのには、それなりに鷹に慣れていないと不可能である。永禄2年4月1日、將軍のもとへ参じた広橋国光、山科言継、高倉永相は濃州から進上されたという大鷹2居を披露されており（『言継卿記』）、將軍の側近たちは鷹に触れる機会がたびたびあったと考えられる。

義晴の代に鷹の鳥の進上が増加し、鷹の散覧がなされる。後述する、義輝の初鷹山の鷹の鳥進上にも大御所義晴が関与していたとすると、義晴は鷹を通した朝廷との関係構築を目論んでいたのではないのか。

さて、義晴は息義輝に將軍讓位後、細川晴元が三好長慶に敗れたことにより、天文18年6月、義輝・晴元や近衛植家・聖護院道増・久我晴通らとともに近江坂本へ下る。10月体調を崩し、都を懐かしむ義晴に対して、伊勢国住人加太の逸物の大鷹を献上する（『続応仁後記』巻5、『舟岡山軍記』『万松院殿穴太記』）。この鷹を用いた鷹狩について、諸資料に語られるが、ここでは『万松院殿穴太記』から確認しよう。

かくて十二月四日には雨いとうふり侍りけれ共、御成有しとて、近衛准后、内のおとゞ、聖護院、大覚寺、右京大夫、杯をも催されけり。御鷹匠は彦部雅楽頭晴直。狩衣を露にしぼりて、ぬれしや家の始め成らんと思ひつゞけて、志賀の山越かりくらし、御鷹いつよりも物かずなどせしかば、御心よげにて山中に御座を被構。三井寺の住侶常玄、音坊一献をとゝのへて参ければ、夜更る迄御酒宴有て、半夜に帰らせ給ひけり。又、明日も御成有て、昨日の山を狩くらせ給ふ。御鷹をば晴直据て出けるが、物かずさせて参りけり。是よりは御心もよからずとて。御山もたえはてぬ。

（『万松院殿穴太記』[狩87]）

鷹狩の御成のため、近衛植家・前久・聖護院道増・大覚寺義俊・細川晴元が同道する。鷹匠は奉公衆と思われる彦部晴直が鷹飼をつとめている。京を離れても心慰みに鷹狩に興じるところに、義晴の愛好ぶりが垣間見えるが、この後体調を崩し、年が明けても正月の鷹山始は実現しないまま、4月に没した（『万松院殿穴太記』他）。

（4）足利義輝の鷹狩

義晴の息、義輝の鷹狩も確認される[狩86・88・95・96・97・100・101・102・103・104・105]。また、義晴より少ないものの、鷹の鳥を禁裏に進上することもあり、種類は雉に限られる[鳥69・70・77・78]。天文17年（1548）、禁裏に鷹の鳥が進上されるが、「ふけより、はしめてたか山へ

さいしやう中将殿御いてありたるとて、きし三、御たかのとりとて御しん上あり。」と元服・將軍宣下から2年後、13歳で鷹狩を初めて体験し、その鳥を禁裏に進上している。単に獲物があるので進上するのではなく、儀礼としての意味合いが濃いうちにみえる。また、義晴の鷹狩には譜代の昵懇公家衆の家であった高倉永相や[狩88・95]、縁戚関係であった近衛前久[狩97・103]などが同道することがあった。

3 公家の鷹狩

（1）飛鳥井家

飛鳥井家は昵懇公家衆のうち譜代の家柄であり、雅俊は鷹狩でもてなされる義澄の御成に参加し[狩16]、鷹の鳥として雉を近衛尚通に進上するなど[鳥20]、鷹狩に親しむ素地があった。

雅俊の息、雅綱もまた鷹狩に興じていたことが『言継卿記』に見える[狩24・25・26・27]。天文元年（1532）12月には、言継・中御門宣忠とともに賀茂の河原にて鷹を取る。「近來催興候了」とあり、鷹狩をするようになったのは近來のことだという[狩25]。

翌2年1月にも勸修寺尹豊とともに雅綱の鷹狩に同行している。

早々番帰とて勸修寺來臨、飛鳥井鷹被出野之条、為見物被誘引間、令同道罷向、亭主同被出候、紫野之辺にて鷹に相懸放舞上候て、相国寺之内に取居木、九時分両三人罷帰、皆飛鳥井へ同道小漬候了、其後又三人罷向、取改居木、二条之等持寺に有之、七時分にすへ上候て各帰宅候了、

（『言継卿記』天文2年1月8日[狩26]）

言継が勤番を終えて帰宅すると、尹豊が来て、飛鳥井雅綱の鷹野見物に誘われ出かける。紫野にて鴨を狩った後、相国寺にて鷹を居木（とまり木）に据える。九時分（正午頃）には飛鳥井邸にて小漬けを食し、また3人で相国寺にて居木に据えていた鷹を取り、二条等持寺に向かう。七時分（午後4時頃）に据え上げて、その後帰宅する。昼食時、わざわざ相国寺に居木を取っていることから、鷹匠を別に同行しているのではなく、雅綱自身が鷹を据えているとみるべきか。あるいは、鷹狩の途中なので鷹をより自然に近い状況に置く必要があるのか。午前から夕方にかけて、紫野から洛中を南下しながらの鷹狩に興じている。

同月17日、ふたたび尹豊から誘われた言継は早くから正親町実胤・雅綱・尹豊などと鷹狩に出かけ、賀茂のあたりから北上し松ヶ崎に出、七時分（午後4時頃）それぞれ帰宅する。鶴が鴨社にて鵠を2羽取ったという[狩27]。

以上、3 例から、雅綱の鷹狩は洛中近辺を中心とし、親しい公家と連れ立って行く小規模なものだったことがわかる。政所代蜷川親俊の日記によって同行がつぶさに知れる伊勢貞孝の鷹狩にも花園〔狩 51・54・66・69・78〕や賀茂糺森〔狩 70・72〕が見られるので、この頃には私的な鷹狩を洛中近辺にて行うものがいたのだろう⁽¹⁸⁾。

天文 2 年 7 月には歌鞠伝授のため下向した尾張にて、織田信秀に鷹狩の供応を受ける〔狩 28〕。戦国期の公家は地方に在国し、その学芸を伝授することがあったが、地方で受けるもてなしのうちに鷹狩も含まれていたのである。鷹狩が本来天皇・公家の文化であることを踏まえると、公家の側にも鷹の知を身につける必要に迫られていた者もいたと考えられる。

雅綱の息、雅春も後奈良天皇に鷹の鳥を進上している〔鳥 72〕。

（2）近衛家の鷹狩

近衛家の者が鷹狩をした早い例に、応仁 2 年（1468）11 月 4 日の政家が確認される。ただし、これは応仁の乱の戦火から逃れるため宇治に疎開した政家に、信楽に疎開していた近衛家諸大夫、北大路俊宣が田原辻彦衛門を使いとして持参させた鷹にて、当時寄寓していた森坊の稚児、藤寿・亀寿を伴った、いわば旅先での遊興のようなものであり、当時の近衛家当主が鷹狩を習慣としていたわけではないだろう⁽¹⁹⁾。

近衛家と鷹狩とのかかわりが明確に見られるようになるのは、縁戚関係により、義晴と緊密な関係を有し、政権を関与するようになった義晴の時代以降である。義晴の八瀬への泊山〔狩 84〕、義晴最後となる近江での鷹山〔狩 87〕への同行が確認できる。植家自身も鷹狩をすることがあったのか、禁裏に鷹の鳥を進上している〔鳥 39・47〕。

植家の息である前久の鷹狩好きはよく知られ、今回対象とした永禄 10 年（1567）頃までだけでも 10 例確認される〔狩 87・91・97・98・99・103・106・107・108・109〕。信長との関わりなどの観点からもよく論じられるところであるが、ここではその原体験として將軍の鷹狩への同行があったことを押さえておく〔狩 87・97・103〕。

（3）高倉家の鷹狩

天文 21 年から永禄年間にかけて、『言継卿記』にて高倉永相の鷹狩が確認される〔狩 88・89・90・92・93・95・110〕。とはいえ、記主言継が参加したものではなく、高倉邸に赴くと永相が鷹野のため留守と知る、といった内容なので詳細はうかがえない。ただ、その中でも義輝の鷹狩に同行している例があり〔狩 88・94〕、永相の鷹狩もまた、昵懇公

家衆の家であることが影響している。

また永相のもとには「葉室為鷹之餌鳥一同遣之」（『言継卿記』永禄元年（1558）1 月 18 日条）と葉室頼房が鷹の餌を遣わしており、永相自身が鷹を飼っていたと考えられる。禁裏への鷹の鳥進上も永家〔鳥 58〕・永相〔鳥 72・73・74〕共に確認される。

4 天皇と鷹の鳥

（1）鷹の鳥の進上と下賜

戦国期に至り、鷹狩が盛んになると同時に、鷹の鳥の進上もたびたびおこなわれる。ことさらに「鷹の鳥」と鷹狩の獲物であることが強調されること、後柏原天皇に進上した鷹への返礼に「ことにたかの御とりにて一しはおもしろく御しやうくわんの御事にていらせをはしまし候はんする」（「女房奉書」『実隆後記』大永 5 年 6 月 27 日・28 日紙背）〔鳥 32〕と記されることから、他の狩猟で取った鳥でなく、鷹の鳥を珍重する意識はあったようだ。

さて、平安時代以来、天皇の狩場であった禁野から、御鷹飼が日次の供御として鷹の鳥を進上していた⁽²⁰⁾。これがいつ頃まで続いたかは明瞭ではないが、実際に『御湯殿上日記』で確認できるのは、文明年間の 2 例のみである〔鳥 3・5〕。いずれも「きよくら人」すなわち極鷹＝六位の蔵人が進上している。持明院基春により享禄年間頃までに記されたと考えられる鷹書『似則似鳩抄』には、「そのかみは、禁野より毎日に〈六斎日をのそく〉日次の贅を奉る也。それも木につけてまいらする敷。今は毎日にはなし。冬片野より御隨身鳥を木につけて奉るなり。」とあり⁽²¹⁾、往時より廃れているものの、戦国期においても、鷹の鳥は冬に進上されていたらしい。

天皇から鷹の鳥が下賜されることもあった。

むろまちとの、宰相中将殿よりも宮の御かたへ御さちやう御たままいらせらるゝ、御所さまへわけまいらせらるゝ、千しう万せいめてたし、この御所より宰相中将殿、三ほう院へも御こきいたまいらせらるゝ、御つかゐ右大弁宰相、山とりのきしのめんとりかけたるふせぬ、めつらしきにて、宰相中将とのへまいらせらるゝ、ちかころきとくなるよし申されて、御しうちやくのよし返事申さるゝ、御つかゐ右大弁、

（『御湯殿上日記』文明 10 年 12 月 30 日条〔鳥 2〕）
園前中納言メサレ、鳥ヲ枝ニツケサセラルヘ也、鳥柴ニカツラヲ持参、外様番衆所ニテ付之、予申ツキ也、タカノ鳥也、近比メツラシキ鳥也、ハラハ山鳥、カシラハ御ハキシノヲン鳥、尾ハネ少々キシノメントリ也、此鳥御方御所被進也、先広橋方へ御文ニテ此鳥被進由

被申、予口青侍ヲ可付之由間、兵衛ヲソヘ遣了、

一、園前中納言御酒被下了、

『言国卿記』文明10年12月30日条〔鳥2〕

『御湯殿上日記』では、足利義尚から毬杖の玉、胡鬼板などが正月にむけて進上された返礼として、「山とりのきのめんとりかけたるふせい、めつらしき」を下賜する。『言国卿記』を踏まえると、山鳥でありながら、腹が山鳥、頭は雄の雉、尾羽が雌の雉という、異形の姿が珍しく下賜したものだろう。さらに、下賜の際、園基有を召し、鳥を枝につけさせている点に注目される。表2 鷹の鳥の贈与例をみると、枝につけることは決して一般的ではない。「折」や「盤」とあるように、台などに載せられて贈与されることも多かった。そうした中、天皇が将軍に鳥を下賜する際、天皇を中心とした鷹狩文化における作法である、鷹の鳥を枝につける作法が選択されたのである。

この鳥をどのように入手したかは不明であり、記録に残るもの以外にも、禁裏で「鷹の鳥」を入手することはあったと考えられる。禁野からの進上が機能していたのだろうか。

この他、天皇が進上された鷹の鳥を下賜する例〔鳥25・34・38・79・80〕、公家が贈られた鷹の鳥を進上する例もある。盛本昌広は、豊臣政権時の例をもとに、誰もが天皇に鳥を進上できたわけではなく、天皇に進上するのにも一定の身分が必要だったと考え、その条件を豊臣政権下では特定の官位（大納言・関白）であったと考察している⁽²²⁾。

本稿で取り扱う16世紀半ば頃までの例をみると、天皇に鷹の鳥を進上している将軍以外の武家は、細川高国〔鳥24〕・木沢長政〔鳥54〕・伊勢貞孝〔鳥59・75〕の3名である。栗屋勝春は実隆に献上し、実隆孫の実枝が進上していること〔鳥32〕、天文12年伊勢貞孝が鷹の鳥を進上した際は「いせのかみたかのとりとてかんしん上申たきよし申とて、藤中納言よりまいる。」（『御湯殿上日記』）と高倉永家を取次として進上を打診しており〔鳥59〕、軽々に進上できるものではなかったであろう。ただ、貞孝は後には自ら進上しており、当時はいまだ明確な規定があったわけではないようだ。将軍、とくに義晴が、将軍の鷹の鳥進上を定着させたことをふまえると、それぞれの朝廷政策として、鷹の鳥進上をしていたものであろうが、進上できる立場は流動的であったと考えられる。

（2）王朝の鷹狩回顧

大永4年（1524）3月15日、細川高国は太田元親を使いとして三条西実隆に鷹の鳥を5羽贈る〔鳥29〕。翌日実隆はこの鳥を枝につけ、後柏原天皇に進上する〔鳥30〕。

右京大夫鷹之雌五送之、使大田越前也、対面謝之、

（『実隆公記』大永4年3月15日条）

十五日、右京大夫高国朝臣、鷹のとりをあまたをこせたりし、十六日あしたに、紅梅の枝につけて、内へたてまつるとて、むすひつけ侍しかかりなき心の色をいまもみよ時しもわかぬ花ならすとも

御返し

梅花ふる雪しものうちならてさらに色香のふかきをそしる

（『再昌草』4346・4347）

鷹の鳥は5羽贈られてきたが、次の日禁裏に進上したのは紅梅の枝につけたとあり、おそらく1羽であろう。高国に取次を依頼されたわけではなく、実隆が自らの判断で進上したものと考えられる。

実隆詠でまず想起されるのが『伊勢物語』である。

昔、おほきおほいうちぎみと聞ゆるおはしけり。仕うまつるおとこ、九月許に、梅のつくり枝に雉をつけて奉るとて、

わがたのむ君がためにとおる花は時しもわかぬ物にぞ有ける

（『伊勢物語』第98段）

「おほきまうちきみ」＝太政大臣に、男が9月頃に梅の作り枝に雉をつけて良房へ献上する。この箇所注として実隆は次のように講義したという。

作歌ヲヨメリ。今ナカ月ハ、梅ノ有ヘキニアラサレハ、時シモワカヌト云リ。トキシモト雉ヲカクシ題ニヨメリ。・・・

（『伊勢物語惟清抄』）

9月は梅の季ではないため、「時しもわかぬ」と読み、このうちに「雉」を隠し題に詠んだと注する。雉を梅の枝につけて進上する道具立てと言い、『伊勢物語』を踏まえているのは間違いない。

ただし、実隆詠は直接的には『伊勢物語』とは初句の異なる「限なき君がためにとをる花はときしもわかぬ物にぞ有りける」（『古今和歌集』巻第17・雑歌上・読人知らず・866番歌）に拠るものであろう。

実隆の視界に入りうる『古今和歌集』注釈である宗祇流の古今伝受書『鈷訓和歌集聞書』では、「限りなき」について次のように解釈する。

限なき君とは、天子・后・東宮などの御事をうやまひあかめて読る歟。時しもわかぬと云は、花と云物は年々歳々限なく咲ものなる心也。花のこと世の常ならはの哥のことし。是は祝言の哥なるへし。

（『鈷訓和歌集聞書』）

「かきりなき君」に天皇を敬う意図があったためである

ことを記し、「時しもわかぬ」の解釈として、花のように世が不変であると詠む『古今和歌集』（巻第2・春下・98番歌）を引く。実隆は天皇に進上する場面であることを踏まえて『古今和歌集』を本歌としたのだろう。

実隆詠は、『古今和歌集』で君の命あるいは御代にかかる「限りなき」が、「心の色」にかかる。かつて『伊勢物語』にて男が梅の作り枝に雉をつけて進上し主を寿いだように、時を知らずに咲く作り枝ではありませんが、今はこの鷹の鳥をつけた梅の枝に、私のこの上ない忠心をご覧ください、と実隆の忠心を詠んだものか。

対する後柏原天皇の御製は、「ふる雪しものうちならて」と、『伊勢物語』『古今和歌集』にも、実隆詠にも、時節にも合わない「雪」を詠み込む。雪の朝雉を進上する作法は、『源氏物語』古注釈『河海抄』の「又初雪朝雉を人に遺時作法也」や『徒然草』などに見られる。あるいは、『源氏物語』御幸のような雪野における野行幸を踏まえたものか。いずれにせよ、鷹の鳥の進上には雪の場面が想起されることを前提として、降りつもる雪霜の中（内裏）ではないのに、梅の花はいつそう色香が深いことを知る、ということだろう。

実隆と後柏原天皇のやり取りからうかがえるように、当時の宮中への鷹の鳥進上は単なる食物の贈答ではなく、天皇を中心とした王朝の鷹狩の雅な文化であった。

『伊勢物語』による天皇の鷹狩文化の伝統をふまえた、紅梅の枝と鷹の鳥を用いて、天皇への忠心を詠む和歌は、古典に通じた実隆らしい風雅で機知に富んだしかけであるが、鷹狩そのものが減少した朝廷・公家社会でそれを可能にしたのは武家による鷹狩盛行だったのである。

おわりに

足利義尚期から義輝期の鷹狩・鷹の鳥進上の事例を検討した。当時、権勢をふるった細川政元の鷹狩および鹿狩は規模も大きく軍事的な意味合いが強かった。また、政元は義尚・義澄の鷹狩を取り計らう。義澄以降の將軍は、大名邸御成や泊山などでの鷹狩を通して側近とのつながりを深めていった。義晴の代には禁裏への鷹の鳥進上も定着していく。公家の中で鷹狩をするものが出てくるのも、將軍の側近・縁戚であった公家衆からである。当初は帯同するだけだったと予想されるが、次第に自らの鷹を持ち、洛中洛外での小規模な鷹狩に興じるものも出てくる。こうして將軍を中心とした武家、公家が鷹の鳥を贈答、天皇への進上が増える。鷹の鳥が身近になったことで、『伊勢物語』など王朝の天皇を中心とした鷹狩故事に準えた雅交が成立する。

最後に、実隆が後奈良天皇に詠じた和歌および序から、当時の公家が鷹狩についてどうみなしていたか確認しよう。享禄元年（1528）11月19日、後奈良天皇から扇に詠歌を書くよう勅があり、20日、実隆は自詠を書きつけて進上する（『実隆公記』）。

十九日、内裏より御扇を出されて、歌よみてかき
てたてまつるへきよし、おほせられし、廿日のあ
したたてまつりし

野行幸のかたかきて雪ふりたり、うらは黄みか
きつけ、すなこのたん一たん□□あり、そのうへ
にちらして、これを、歌一首は冷然なるやうに侍
て、詞をかけり、この月のはしめ、月舟に四皓の
扇、うらに賛おほせられし、序をなかくかゝれ侍
りき

鷹狩といふ事、千世のふる道の跡をたつね、よと
の川せの月をみる、微行の良媒として、太平の遊
興ならし、梓弓末の世と成て、山のさつおのわさ
にひとしく、ものゝふの手にしたかへるにや、い
ま後素のあらたなるに向ひて、中丹のおもひを
のふる

雪ふかき野への行きの狩衣 はるかにたえしあとは
有けり

（『再昌草』）

雪の野行幸を描いた扇が下され、その裏に和歌を書く。和歌一首では冷然になるように思われ、同月の始め月舟寿桂が四皓の扇の裏に賛を書いた際、序が長かったのを思い起こし、実隆も長大な序を書く。序にある「千代の古道」は「嵯峨の山みゆきたえにしせり河の千世のふるみちあと是有りけり」（『後撰和歌集』巻第15・雑1・在原行平・1075番歌）から生まれた歌語で、実隆詠もこれを本歌としている。太平の世の遊興であった鷹狩が、武士のものとなった世を嘆きつつ、新たな野行幸の絵を目にし、偽りのない心をと、「雪深い野で狩衣を翻した天皇の野行幸＝鷹狩は絶えてしまったが、行幸の跡は今もある」と詠む。

武家の鷹狩が盛行した戦国期においても維持される鷹狩が天皇のものであることへの強い意識が、鷹狩を単なる狩猟とせず、天皇を含めた権力体制の掌握の装置とする土台となっていたのである。

〔註〕

- 1 芥川龍男「戦国武将と鷹」（『日本中世の政治と文化』吉川弘文館、1980年）、同「戦国武将と鷹」（『日本歴史』494、1989年）、同「戦国武将の教養」（『日本中世の史的展開』文献出版、1997年）、盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」（『日本中世の贈与と負担』校倉書房、1997年、初出1994年）、宮永一美「戦国武将の養鷹と鷹書の伝授」（二木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、2006年）。

- 2 山名隆弘『戦国大名と鷹狩の研究』(纂修堂 2005 年、初出 1988 年)、根崎光男『鷹狩をめぐる将軍と天皇・公家』(江戸幕府放鷹制度の研究) 吉川弘文館、2008 年、初出 2006 年)、橋本政宣『近世公家社会の研究』(吉川弘文館、2002 年)、福田千鶴「豊臣政権期における鷹と鷹狩の位相」(『織豊期研究』20、2018 年)、同「豊臣秀吉の鷹匠とその流派」(『鷹・鷹場・環境研究』4、2020 年)。
- 3 前注 1 盛本論文、前注 2 根崎論文、中澤克昭「狩猟と王権」(網野善彦他編『生産と流通』岩波書店、2002 年)、同「狩る王の系譜」中澤克昭編『歴史のなかの動物たち』吉川弘文館、2009 年、同『肉食の社会史』山川出版社 2018 年)。
- 4 前注 1 盛本論文。
- 5 森田恭二「公家日記に見る戦国期の地域史」(中世公家日記研究会編『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院 1992 年)。
- 6 樋口元巳「鷹詞の基礎的研究」(『神戸商船大学紀要 第 1 類 文科論集』25、1976 年)、三保忠夫『鷹書の研究』(和泉書院、2016 年)。
- 7 米原正義「細川被官人の文芸」(『国史学』104、1978 年)。また、村石正行「室町幕府奉行人諏訪氏の基礎的考察」(『長野県立歴史館研究紀要』11、2005 年)は、上原氏は「神氏」を名乗り、信州諏訪郡を出自とする一族だと指摘している。
- 8 政元の弓術については、米原正義「細川氏の文芸」(『国学院雑誌』80-3、1979 年)に詳しい。また、政元の鷹狩について前注 4 中澤論文でも言及されている。
- 9 鈎の陣における政元の参陣については、小池辰典「鈎の陣にみる戦国初頭の将軍と諸大名」(『日本歴史』851、2019 年 4 月を参照)。
- 10 前注 4 中澤論文。
- 11 昵懇公家衆については、瀧澤逸也「室町・戦国期の武家昵懇公家衆」(『国史学』162、1997 年)が先鞭をつける。ただし、昵懇公家衆と包括される中に譜代の家と、将軍との親近性により任じられる一代の家があり、両者は峻別されていた。本稿は木下昌規『戦国期足利将軍家の権力構造』(岩田書院、2014 年)・「将軍家と天皇家の二つの主人をもつ公家衆がいた」(日本史料研究会監修・神田裕理編『ここまでわかった戦国時代の天皇と公家衆たち』洋泉社、2015 年)が将軍の政務運営に直接関与する公家衆について「側近公家衆」とする表記を踏襲する。
- 12 高国の鷹書は現存しないが、逸文とその特徴について、大坪舞「近衛前久が継承した鷹の言説」(『鷹・鷹場・環境研究』2、2018 年)にて論じた。
- 13 立命館大学図書館西園寺文庫蔵『十二繫図外四卷合冊』(209)。近世に西園寺家にあった鷹の伝授書を写している。引用は、文亀 2 年西園寺公藤が門弟斎藤次郎四郎に伝授した箇所。また、西園寺実宣が大内氏被官の弘中興勝に伝授した書の控えである立命館大学図書館西園寺文庫蔵「尋申条々」(215)にも同様の記載がみられる。大坪舞「戦国期における鷹の伝授」(『藝能史研究』201、2013 年)。
- 14 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』(明治書院、1972 年)。
- 15 清水久夫「将軍足利義晴期における御前沙汰」(『日本古文書学論集』8、吉川弘文館、1987 年、初出 1979 年)、設楽薫「将軍足利義晴の政務決裁と「内談衆」」(『年報中世史研究』20、1995 年)。
- 16 湯川敏治「足利義晴将軍期の近衛家の動向」(『戦国期公家社会と荘園経済』続群書類従完成会、2005 年、初出 1998 年)。
- 17 浜口誠至「戦国期の幕府儀礼と細川京兆家」(『在京大名細川京兆家の政治史的研究』思文閣出版、2014 年 3 月、199 頁)。
- 18 伊勢貞孝の鷹狩については、水藤真『落日の室町幕府』(吉川弘文館、2006 年)でも取り上げられている。
- 19 前月、閏 10 月 11 日には、宇治国人である宇治大路氏から鷹の鳥 3 羽を贈られている [鳥 1]。
- 20 中原俊章『中世公家と地下官人』(吉川弘文館、1987 年、118 頁)。
- 21 尊経閣文庫蔵『似則似鳩抄』(11・5 書鷹)。前注 13 大坪論文参照。
- 22 前注 1 盛本論文。

[引用文献]『御湯殿上日記』(御湯殿)『万松院殿穴太記』=続群書類従、『言経卿記』(言経)『実隆公記』(実隆)『言継卿記』=続群書類従完成会、『蔭涼軒日録』(蔭涼軒)『後法興院記』(後法興)『親俊日記』(親俊)『鹿苑日録』(鹿苑)『晴右記』(晴右)=続史料大成、『後法成寺関白記』(後法成寺)=大日本古記録、『大乘院寺社雑事記』(大乘院)『大館常興日記』(大館)=増補続史料大成、『晴富宿祢記』=図書寮叢刊、『天文日記』(天文)=大系真宗史料、『古今和歌集』『後撰和歌集』=新編国歌大観、『再昌草』=私家集大成、『伊勢物語』=新日本古典文学大系、『伊勢物語惟清抄』=伊勢物語古注釈大成、『鈎訓和詞集聞書』=笠間書院刊、『後慈眼院殿御記』『足利義晴細川亭御成記』『嚴助往年記』(嚴助往年)=新日本古典籍総合データベース。()内は表 1・2 の略称に対応する。

[付記]

本研究は、JSPS 科研費 JP16H01946 の研究助成を受けたものです。

表1 義尚～義輝期の鷹狩

番号	年月日	参加者	場所	備考（獲物その他）	出典
狩1	応仁2.11.4	近衛政家・北大路俊宣・田原辻彦衛門・藤寿・亀寿	白川金色院	北大路俊宣は信楽から来訪。	後法興院
狩2	延徳4.3.17	細川政元	丹州		大乘院
狩3	明応2.11.18	赤松政則	醍醐寺水本坊・宇治橋寺		大乘院
狩4	明応6.9.11	□□彦三郎	一乗寺		実隆
狩5	明応7.3.4	細川政元	山科寺田	畠山義豊に力を貸すためか。	大乘院
狩6	明応7.10.25	畠山尚順	山城国八幡・相楽		大乘院
狩7	明応7.閏10.2	畠山尚順	山城国		大乘院
狩8	明応7.12.4	香西元長	山科郷中		後法興院
狩9	明応8.10.11	細川政元・140～150人or800人	摂津茨木	22日帰京。箸鷹10本ほど据える。	後法興院・大乘院・鹿苑
狩10	明応9.2.13	足利義澄・細川政元	高雄	泊山。14日帰洛。政元の「申沙汰」。	後法興院
狩11	明応9.2.22	足利義澄・細川政元	東山	鷹狩と明記されないが「先日如高雄異体云々」とある。	後法興院
狩12	文亀1.4.8	足利義澄・御供10人ほど		御馬・皮袴・皮袖細。	大乘院
狩13	文亀1.4.22	細川政元		氷が降ってきたため省略。	大乘院
狩14	文亀2.2.9	足利義澄・細川政元	真木島	政元の「申沙汰」。	後法興院
狩15	文亀2.12.8	足利義澄		帰邸の後、続歌。	再昌草
狩16	文亀3.2.26	足利義澄・細川政元・細川政賢・細川高国・大館尚氏・赤松元祐・伊勢貞宗・冷泉為広・正親町三条実望・高倉永康・飛鳥井雅俊等	真木島	政元の「申沙汰」。29日に帰洛。御成のうち続歌・鞠・鷹狩等。	後法興院
狩17	文亀3.10.29	足利義澄			実隆
狩18	永正1.3.16	足利義澄・（細川政元・武田元信）・細川政春・細川高国・大館尚氏・伊勢貞陸・伊勢貞宗	鞍馬寺	武田元信の「所請」。皆烏帽子をつけ、義澄は推髻皮袖。泊山で17日の時点でまだ帰らず。	鹿苑
狩19	永正10.11.15	細川高国	長谷		後法成寺
狩20	大永3.12.21	細川尹賢			後法成寺
狩21	大永3頃	細川高国			実隆紙背
狩22	大永4.3.6	足利義晴・細川高国・細川尹賢・冷泉為広・日野内光・細川晴宣・細川高基・五条・細川勝基・細川駿河・畠山植長・伊勢貞忠・伊勢貞辰・伊勢貞泰・千阿弥等		細川尹賢亭への御成。御成始。	足利義晴細川亭御成記
狩23	大永6.9.13	足利義晴		雉。禁裏に進上。〔鳥37〕	実隆
狩24	天文1.3.4	飛鳥井雅綱			言継
狩25	天文1.12.10	飛鳥井雅綱・山科言継・中御門宣忠	賀茂辺河原		言継
狩26	天文2.1.8	飛鳥井雅綱・勧修寺尹豊・山科言継	紫野→相国寺→等持寺	鷹。	言継
狩27	天文2.1.17	正親町実胤・飛鳥井雅綱・勧修寺尹豊・山科言継等	賀茂→松崎	賜2。言継は前日尹豊から誘いを受ける。	言継
狩28	天文2.7.24	織田信秀・飛鳥井雅綱・山科言継・藏人	津島	雲雀40余。	言継
狩29	天文4.1.4	細川晴元			言継
狩30	天文7.1.6	伊勢貞孝・飯川彦九郎・縁阿			親俊
狩31	天文7.1.25	伊勢貞孝			親俊
狩32	天文7.2.5	足利義晴・伊勢貞孝	山科		親俊

狩33	天文7.12.12	伊勢貞孝			親俊
狩34	天文8.9.2	伊勢貞孝		鶉。	親俊
狩35	天文8.9.10	伊勢貞孝		鶉9折。	親俊
狩36	天文8.9.11	伊勢貞孝		鶉11折。	親俊
狩37	天文8.9.26	伊勢貞孝		鶉。鳥屋鷓を失う。	親俊
狩38	天文8.10.20	伊勢貞孝		鶉。	親俊
狩39	天文11.7.27	足利義晴			親俊
狩40	天文11.8.6	足利義晴・伊勢貞孝	北白川	鳥3。	親俊
狩41	天文11.8.12	足利義晴		猪が出現し、怪我人が出る。	親俊
狩42	天文11.8.20	伊勢貞孝		鳥2。	親俊
狩43	天文11.8.22	伊勢貞孝		鳥10。	親俊
狩44	天文11.8.25	伊勢貞孝		鳥1。	親俊
狩45	天文11.8.27	伊勢貞孝	山科	鳥4。	親俊
狩46	天文11.9.2	伊勢貞孝	長坂	鳥6。	親俊
狩47	天文11.9.5	足利義晴			大館
狩48	天文11.9.5	伊勢貞孝	山中	鳥6。	親俊
狩49	天文11.9.6	伊勢貞孝	嵯峨奥	鳥6。	親俊
狩50	天文11.9.8	伊勢貞孝	嵯峨	鳥4。	親俊
狩51	天文11.9.10	伊勢貞孝	花園	鳥5。	親俊
狩52	天文11.9.12	伊勢貞孝	嵯峨	鳥4。	親俊
狩53	天文11.9.16	伊勢貞孝		鶉。	親俊
狩54	天文11.9.20	伊勢貞孝	花園	鳥6。	親俊
狩55	天文11.9.21	伊勢貞孝	高野	鳥7。	親俊
狩56	天文11.9.22	伊勢貞孝		鳥7。	親俊
狩57	天文11.9.23	伊勢貞孝	高野	鳥6。	親俊
狩58	天文11.9.25	伊勢貞孝	幡枝	鳥7。	親俊
狩59	天文11.9.26	伊勢貞孝	幡枝	鳥6。	親俊
狩60	天文11.9.27	伊勢貞孝		鳥3。	親俊
狩61	天文11.9.29	伊勢貞孝		鴨2。	親俊
狩62	天文11.10.1	伊勢貞孝		鳥1。	親俊
狩63	天文11.10.4	伊勢貞孝		鳥1。	親俊
狩64	天文11.10.5	伊勢貞孝		鳥3。	親俊
狩65	天文11.10.8	伊勢貞孝	山科	鳥1。	親俊
狩66	天文11.10.9	伊勢貞孝	花園	鳥4。	親俊
狩67	天文11.10.12	伊勢貞孝		鳥4。	親俊
狩68	天文11.10.15	伊勢貞孝		鳥4。	親俊
狩69	天文11.10.16	伊勢貞孝	花園	鳥3。鳥を忘れて帰る。	親俊
狩70	天文11.10.17	伊勢貞孝	賀茂糺森	狸が出る。	親俊
狩71	天文11.10.20	伊勢貞孝		鳥2。	親俊
狩72	天文11.10.21	伊勢貞孝	鴨森	鳥2。	親俊
狩73	天文11.10.23	伊勢貞孝		鳥1。	親俊
狩74	天文11.10.28	伊勢貞孝	醍醐		親俊
狩75	天文11.10.29	伊勢貞孝		鶉38。	親俊

狩76	天文11.11.5	伊勢貞孝		鶉。	親俊
狩77	天文11.11.25	伊勢貞孝		鳥1。	親俊
狩78	天文11.11.26	伊勢貞孝	花園	鳥2。	親俊
狩79	天文11.12.2	伊勢貞孝			親俊
狩80	天文11.12.3	伊勢貞孝			親俊
狩81	天文11.12.10	伊勢貞孝		巢鷹を見失う。	親俊
狩82	天文14.1.23	足利義晴	慈照寺		言継
狩83	天文14.1.24	足利義晴	吉田山	雨のため還御。	言継
狩84	天文14.2.7	足利義晴・近衛植家・大覚寺義俊・細川晴元等	八瀬	泊山。[鳥66]	言継
狩85	天文17.2.26	細川晴元	山中		言継
狩86	天文17.9.17	足利義輝		雉3。義輝初めての鷹山。[鳥70]	御湯殿
狩87	天文18.12.4	足利義晴・近衛植家・近衛前久・聖護院道増・大覚寺義俊・細川晴元・彦部晴直	近江	鷹飼は彦部晴直。	万松院殿穴太記他
狩88	天文21.3.18	足利義輝・高倉永相			言継
狩89	天文22.12.9	高倉永相			言継
狩90	天文23.4.15	高倉永相		五位鷺4・白鷺1。	言継
狩91	天文23.11.2	近衛前久			言継
狩92	天文23.11.20	高倉永相		11.20～鷹狩に出、22日時点で帰邸していない。	言継
狩93	弘治2.2.12	高倉永相			言継
狩94	弘治3.3.16	水野紀三郎			言継
狩95	永禄2.11.11	足利義輝・高倉永相			言継
狩96	永禄2.11.13	足利義輝・大館晴光			言継
狩97	永禄2.11.24	足利義輝・近衛前久			言継
狩98	永禄2.11.25	近衛前久			言継
狩99	永禄3.2.16	近衛前久			言継
狩100	永禄3.3.1	足利義輝			言継
狩101	永禄4.3.19	足利義輝	炭山（宇治）		厳助往年
狩102	永禄6.3.1	足利義輝・山科言経			言継
狩103	永禄7.3.1	足利義輝・近衛前久			言継
狩104	永禄7.11.16	足利義輝			言継
狩105	永禄8.2.27	足利義輝	西岡	中5日の泊山。	言継・晴右
狩106	永禄8.12.25	近衛前久			言継
狩107	永禄8.12.18	近衛前久			言継
狩108	永禄8.12.24	近衛前久	高野	明日の予定。	言継
狩109	永禄8.12.23	近衛前久			言継
狩110	永禄10.6.14	高倉永相			言継

表2 義尚～義輝期の鷹狩

番号	年月日	鳥の種・数	進上・下賜	受取	備考	典拠
鳥1	応仁2.閏10.11	鳥3	宇治大路	近衛政家	宇治にて。翌12日、藤寿・亀寿が来て賞玩。	後法興院
鳥2	文明10.12.30	雉	後土御門天皇	足利義尚	腹は山鳥・頭は雄雉・尾は雌雉。園基有が枝につける。	御湯殿・言国
鳥3	文明12.11.14	片野の御鳥	唐橋在数	後土御門天皇	「鷹の鳥」とは記されない。	御湯殿
鳥4	文明13.3.16	雉	大納言	後土御門天皇		御湯殿
鳥5	文明16.11.17	片野の雉	五辻富仲	後土御門天皇	「鷹の鳥」とは記されない。	御湯殿
鳥6	長享1.閏11.20	鳥		後土御門天皇		御湯殿
鳥7	長享1.12.12	鷹	白川忠富	後土御門天皇		御湯殿
鳥8	延徳3.11.2	鶉1折	勾当内侍	後土御門天皇		御湯殿
鳥9	明応3.2.12	鷹		後土御門天皇		御湯殿
鳥10	明応3.11.7	鳥	足利義澄	後土御門天皇		御湯殿
鳥11	明応4.12.29	鳥		後土御門天皇		御湯殿
鳥12	明応5.4.21	青鷺1	正親町三条実望	三条西実隆	三栖庄内にて鷹が取る。	実隆
鳥13	明応6.3.9	鶉1棹	足利義澄	後土御門天皇		御湯殿
鳥14	明応8.11.13	鷹		後土御門天皇		御湯殿
鳥15	文亀3.10.6	雉1	富小路俊通	三条西実隆		実隆
鳥16	永正11.2	鶴	細川高国	三条西実隆	実隆は賞玩し、和歌を詠む。	再昌草
鳥17	永正13.9.25	鷺1	細川尹賢	近衛尚通		後法成寺
鳥18	永正13.11.11	鳥5	細川高国	近衛尚通	使者は田辺国家。	後法成寺
鳥19	永正14.4.2	雉1折（5）	細川高国	近衛尚通	使者は田辺国家。	後法成寺
鳥20	永正14.4.7	雉3	飛鳥井雅俊	近衛尚通		後法成寺
鳥21	永正14.4.7	雉3	近衛尚通	甘露寺伊長	雅俊持参のもの。	後法成寺
鳥22	永正14.8.28	鳥	細川高基	近衛尚通		後法成寺
鳥23	大永3.3.15	鳥5	細川高国	三条西実隆	使者は波々伯部正盛。	実隆
鳥24	大永3.閏3.9	雉2	細川高国	後柏原天皇		実隆
鳥25	大永3.閏3.9	雉2	後柏原天皇	三条西実隆	高国進上の雉。	実隆
鳥26	大永3.9.17	雉3	細川尹賢	近衛尚通		後法成寺
鳥27	大永3.9.18	鳥3	徳大寺維子	三条西実隆	徳大寺維子は近衛尚通室。尹賢進上の雉か。	実隆
鳥28	大永3.10.25	鷺	日野内光	三条西実隆		実隆
鳥29	大永4.3.15	雉5	細川高国	三条西実隆	使者は太田元親。	実隆・再昌草
鳥30	大永4.3.16	雉（紅梅の枝）	三条西実枝	後柏原天皇	高国進上の雉を、紅梅の枝につけ、和歌を詠じた。	再昌草
鳥31	大永4.7.22	雲雀10（1枝）	栗屋勝春	三条西実隆	三条西実枝に禁裏へ進上させる。	実隆
鳥32	大永4.7.22	雲雀10（1枝）	三条西実枝	後柏原天皇	栗屋勝春献上のもの。女房奉書にて謝礼あり。	実隆
鳥33	大永4.10.7	鳥1盤	足利義晴	後柏原天皇		実隆
鳥34	大永4.10.7	鳥	後柏原天皇	三条西実隆	義晴進上の鳥。	実隆
鳥35	大永4.10.18	鷹	細川高国	三条西実隆	使者は飯尾元兼。	実隆
鳥36	大永5.8.17	鷺2	宗碩	三条西実枝		実隆
鳥37	大永6.9.13	雉1折	足利義晴	後奈良天皇	昨日の鷹狩の獲物。〔狩23〕	御湯殿・実隆
鳥38	大永6.9.13	雉1双	後奈良天皇	三条西公条	義晴進上の雉1折のうち、1双を下賜。	御湯殿・実隆
鳥39	天文4.3.2	鷺	近衛植家	後奈良天皇		後奈良・御湯殿
鳥40	天文4.3.5	雉三	足利義晴	後奈良天皇	使者は広橋兼秀。	後奈良・御湯殿
鳥41	天文5.11.30	鳥	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥42	天文6.10.9	鶴	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥43	天文7.4.10	鳥	細川晴賢	足利義晴		親俊
鳥44	天文7.11.6	鶴	足利義晴	細川晴賢	使者は祐阿。	親俊
鳥45	天文7.11.13	鷹	細川晴賢	伊勢貞孝		親俊
鳥46	天文8.12.19	鷹	諏訪信濃守	足利義晴		親俊
鳥47	天文9.3.11	白鳥1折	近衛植家	後奈良天皇		御湯殿
鳥48	天文9.10.30	鳥	足利義晴	六角定頼		大館常興

鳥49	天文9.10.11	鶴1	木沢長政	証如		天文
鳥50	天文9.12.5	雁2	木沢長政	証如		天文
鳥51	天文9.12.14	雉3羽	木沢長政	証如		天文
鳥52	天文10.2.6	雁1羽	木沢長政	証如		天文
鳥53	天文10.2.29	鳥1双	木沢長政	証如		天文
鳥54	天文10.3.16	鳥	木沢長政	後奈良天皇		御湯殿
鳥55	天文10.9.9	雉1折	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥56	天文10.10.11	雁1	木沢長政	証如		天文
鳥57	天文10.12.27	雁1	木沢長政	証如		天文
鳥58	天文11.11.25	雉3	高倉永家	後奈良天皇		御湯殿
鳥59	天文12.12.18	鴈	伊勢貞孝	後奈良天皇	高倉永家が取次。	御湯殿
鳥60	天文13.1.24	鳥	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥61	天文13.2.20	雉	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥62	天文13.11.9	鳥	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥63	天文13.11.20	鶴	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥64	天文13.12.6	鳥	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥65	天文13.12.24	鶴1	三好孫四郎	証如		天文
鳥66	天文14.2.10	雉21	足利義晴	後奈良天皇	2月7日、八瀬にて泊山の鷹狩をした獲物。[狩84]	御湯殿
鳥67	天文14.9.9	雉	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥68	天文14.10.20	鳥	足利義晴	後奈良天皇		御湯殿
鳥69	天文17.9.17	雉3	足利義輝	後奈良天皇	足利義輝初鷹山の獲物。[狩86]	御湯殿
鳥70	天文17.11.28	雉10	足利義輝	後奈良天皇		御湯殿
鳥71	天文20.5.3	鳥	飛鳥井雅春	後奈良天皇		御湯殿
鳥72	天文23.4.12	鷺2	高倉永相	後奈良天皇		御湯殿
鳥73	天文23.10.12	鴨	高倉永相	後奈良天皇		御湯殿
鳥74	天文23.12.12	鴈	高倉永相	後奈良天皇		御湯殿
鳥75	弘治2.3.6	鶉	伊勢貞孝	後奈良天皇	棹につけて進上。	御湯殿
鳥76	永禄6.11.7	雉	近衛前久	正親町天皇		御湯殿
鳥77	永禄6.閏12.21	雉10双	足利義輝	正親町天皇		御湯殿
鳥78	永禄8.2.22	雉20羽	足利義輝	正親町天皇	使者は高倉永相。	御湯殿
鳥79	永禄8.2.22	雉	正親町天皇	誠仁親王	義輝進上の雉。	御湯殿
鳥80	永禄8.2.22	雉1	正親町天皇	山科言継	義輝進上の雉。	言継